

青 消 号 外  
令和 8 年 4 月 6 日

報 道 機 関 各 位

青森県危機管理局消防保安課長  
( 公 印 省 略 )

令和 8 年 青森県春の火災予防運動の実施について

このことについて、下記のとおり実施期間及び統一標語を定め、運動実施期間中、県内各消防本部において別添のとおり様々な取組を行うこととしています。

つきましては、当運動の趣旨を広く県民に御理解いただくため、当運動の実施について報道して下さるようよろしくお願ひします。

なお、各消防本部における行事予定の詳細については、各消防本部へお問い合わせくださるようお願いいたします。

記

- 1 実施期間 令和 8 年 4 月 1 3 日 ( 月 ) から 1 9 日 ( 日 ) までの 7 日間
- 2 統一標語 『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

報 道 機 関 用 提 供 資 料	
報道監	危機管理局 次長 気田 理一郎
担当課 担当者	危機管理局消防保安課 消防・予防グループ 副参事 屋崎雪絵
電話番号	直通：017-734-9087 内線：4131

No.	消防本部名	令和8年春の火災予防運動における主な行事予定(期間の前後も含む)					連絡先
1	青森	13日 9時30分～9時45分 青森県観光物産館アスパム前 防災パトロール出動式	18日 11時00分～12時00分 サンロード青森 火災予防キャンペーン(幼年消防クラブアトラクション他)	期間中 管内事業所(大型ビジョン保有) 住宅用火災警報器設置交換推進広報活動(広報映像の放映)	期間中 各消防署 防火指導(高齢者サロン等での講話)	期間中 各消防署 消防車両による防災広報及び防災パトロール	青森地域広域事務組合 消防本部予防課 017-775-0853
2	弘前	①4月1日～4月17日(前倒し) 特別査察 弘前市内3階以上宿泊施設 49ヶ所 ②4月14日(火) 10:30～11:00 大規模建築物消防訓練(青森県立武道館)	①4月13日～4月19日 管内の福祉施設において夜間時を想定した消防訓練 3カ所	①4月15日～4月17日(10:00～11:00) 管内幼年消防クラブ(保育園・幼稚園・こども園)の施設3カ所 防火教室	①4月14日(火) 10:00～11:30 一日消防署長(国スポ・アップリート君)	①4月13日～4月19日 青森ヤクルト販売による広報(車両・ヤクルトレディーの保冷バックに掲示) ②4月13日～4月19日 デジタルサイネージ ホテル屋外壁面デジタルスクリーンで防火に関する情報を発信。	弘前地区消防事務組合 消防本部予防課 0172-32-5104
3	八戸	令和8年4月11日 9時00分～11時00分 田子地区 田子町消防団中継送水訓練	令和8年4月11日 9時00分～12時00分 新郷村役場 新郷村自主防災組織合同訓練	令和8年4月11・12日 9時00分～12時00分 イオン八戸田向ショッピングセンター イオン八戸田向ショッピングセンター防災広場	令和8年4月14・15日 9時00分～12時00分 おいらせ消防署 おいらせ町幼年防災パーク	令和8年4月26日 9時00分～12時00分 八戸公園 八戸公園(こどもの国)防災広場	八戸地域 広域市町村圏事務組合 消防本部予防課 0178-44-2133
4	五所川原	消防車両による火防広報巡回(各消防署、分署) 13日～19日 (五所川原地区) 18時00～19時00分 (中里地区) 15時00～16時00分 (小泊地区) 16時00～17時00分 (市浦地区) 15時00～16時30分 (鶴田地区) 15時00～17時00分	消防車両による火防広報巡回(消防団) (五所川原地区) 13日～19日 18時00～19時00分 (中里地区) 13日 18時30～19時30分 (小泊地区) 13日 12時00～13時00分 (鶴田地区) 13日～19日 18時00～19時00分	火災予防啓発用のぼり旗、横断幕、懸垂幕の設置(各消防署等) 13日～19日 防災無線による火災予防広報放送(中泊町) 13日 午前・午後 各1回	12日 (鶴田町消防団屯所) 消防団事前防火広報巡回 人員服装点検 放水訓練 消防団屯所施設点検 13日～19日 (鶴田町) 団員加入促進運動	15日 一日消防官委嘱 五所川原地区防火パレード(ELM) 10時00分～10時30分	五所川原地区 消防事務組合 消防本部予防課 0173-35-2020
5	十和田	12日7時00分～8時30分 (六戸消防署管内) 消防署・消防団の車両防火パレード 12日9時00分～11時00分 (六戸町総合運動公園) 消防署及び消防団合同による連携訓練	13日8時45分～9時20分 (十和田消防署管内) 消防署・消防団の車両防火パレード 13日8時45分～9時30分 (十和田湖消防署管内) 消防署・消防団の車両防火パレード	【期間中】 (十和田消防署管内・場所、日時未定) 消防署及び消防団合同による連携訓練 (十和田消防署管内・六戸消防署管内) 幼年消防クラブ通園時に防火半てんを着用し火災予防PR活動 (十和田消防署管内・パチンコ店) 電子掲示板を利用した防火広報 (六戸消防署管内) 防災無線、ろくのへ防災・行政ナビ及び個別受信機にて防火に係る広報 (六戸町役場) 電子掲示板を利用した防火広報 (十和田市(湖畔地区除く)・六戸町) 住宅用火災警報器等普及促進	4月上旬～6月中旬 (十和田消防署管内) 消防車両にて山火事及び遭難防止広報 4月～5月 (十和田湖消防署管内) 消防車両にて山火事及び遭難防止広報 5月下旬～6月上旬 (湖畔出張所管内) 消防車両にて山火事及び遭難防止広報	※【湖畔地区春の火災予防運動】4月20～26日 20日午前中 (宇樽地区、休屋地区) 消防署・出張所・消防団・婦人防火クラブと合同で車両防火パレード 【期間中】 (場所、日時未定) 消防署、出張所及び消防団合同による連携訓練(湖畔地区) 住宅用火災警報器等普及促進	十和田地域広域事務組合 消防本部予防課 0176-25-4113
6	三沢	12日 8時30分 消防本部訓練場 消防団機械器具点検及び消防長訓示	15日 10時30分 マエダストア三沢店 幼年消防クラブ員による住宅防火広報	14日 午後 やすらぎ苑(社会福祉施設) 消防訓練指導及び火災想定図面検証訓練	期間中 障がい者宅 住宅防火診断	期間中 市役所ロビー 広報モニター及び特設コーナー設置による住宅防火広報	三沢市消防本部予防課 0176-54-4279
7	下北	防火パレード 13日(月)9:00～(川内、東通) 12日(日)8:00～(むつ、大湊、脇野沢、大畑、風間浦) 期間外(大間)	幼年消防クラブによる防火の呼びかけ むつ 17日(金) 10:30～11:00 佐井 13日(月) 10:00～11:00	一般住宅防火訪問 むつ 13日～19日 川内 13日～14日 脇野沢 18日～19日 大湊 15日～16日 大畑 13日～14日 風間浦 15日～16日 大間 13日～15日 佐井 16日～17日 東通 14日～16日	一人暮らし高齢者宅防火訪問 むつ 15日(水) 川内 15日(水) 脇野沢 18日～19日 大湊 13日～14日 大畑 17日(金)	生命保険会社の協力による住警器パンフレット配布 13日～19日	下北地域広域 行政事務組合 消防本部予防課 0175-22-4196
8	つがる	4月13日 つがる市役所前 春の火災予防パレード	期間中 松の館 住宅防火講習会	期間中 夜間防火巡回	期間中 住宅用火災警報器普及促進チラシ配布	4月13日、4月15日18時06分頃 FMごしよがわら 春の火災予防運動について放送	つがる市消防本部予防課 0173-42-7744
9	北部上北	4月12日 野辺地町・横浜町・六ヶ所村 防火パレード	4月13日～19日(期間中) 野辺地町消防団第5(明前)・6分団 消防団屯所へ火災予防運動横断幕設置	4月13日～19日(期間中) 野辺地町・横浜町・六ヶ所村 ・(消防署)防災無線による防火広報及び消防車両による巡回 ・(消防団)消防団車両による夜間巡回	4月13日～19日(期間中) 六ヶ所村役場・六ヶ所村商工会 大型電光掲示板による広報	4月13日～4月19日(期間中) 横浜町内 立入検査(6施設予定)	北部上北広域事務組合 消防本部予防課 0175-64-0650
10	中部上北	4月13日 9時 七戸町役場駐車場 七戸町出発式及び車両パレード	4月13日 9時 東北消防署前 東北町東北地区 出発式及び車両パレード	4月13日 9時30分 東北町民文化センター駐車場 東北町上北地区 出発式及び車両パレード			中部上北広域事業組合 消防本部予防課 0176-60-8844
11	鯉ヶ沢	3月27日(金) 深浦町全域 火災予防広報 発行	4月11日(土)9時～11時予定 深浦町(柳田～大間越) 深浦町消防団との火災予防合同パレード及び重要文化財消防訓練実施(円覚寺)	期間中 18時 深浦町全域広報車による防火の呼びかけ(消防団による警戒パトロールも同時実施)	期間中 鯉ヶ沢町防災無線による防火の呼びかけ 火災予防運動パレード 消防団放水中継訓練 消防団機械器具点検(各屯所点検)	期間中 立入検査の実施 火災予防運動 幟 設置 深浦消防署 壁面にて予防運動実施中の広報用パネル設置	鯉ヶ沢地区消防事務組合 消防本部予防課 0173-72-4527

## 令和8年青森県春の火災予防運動実施要綱

### 1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

全国の火災の状況をみると、住宅火災の件数及び死者数は、平成17年から令和2年にかけて減少傾向が続いていたが、令和3年以降は再び増加傾向にある。死者数の内訳として、65歳以上の高齢者が7割を超えており、今後予想される更なる少子高齢化や高齢者単身世帯の増加等を勘案すると、高齢者の人命安全確保は喫緊の課題となっている。

加えて、令和7年11月に大分市で発生した大規模火災では、密集市街地における延焼拡大の危険性が改めて認識されたところであり、密集市街地における住宅防火対策を徹底することが必要である。

また、近年の大規模地震では電気に起因する火災が多く発生しており、南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定においても、火災による大きな物的被害及び人的被害が想定されているところであり、感電ブレーカーの設置をはじめとする地震火災対策を推進する必要がある。

さらに、令和7年は大船渡市、岡山市、今治市などで大規模な林野火災が発生し、今年に入ってから上野原市などで大規模な林野火災が発生した。林野火災は、例年1月から増加し始め、2月から5月にかけて特に多く発生する傾向があり、その背景として、春の行楽シーズンを迎え山に入る人が増加するとともに、農作業のため火入れや枯草焼きなどが行われることに伴い、火の不始末や火の粉が山林に飛び火することなどがあることから、火災予防を徹底する必要がある。

このような状況を踏まえ、以下4及び5の項目を中心として火災対策の推進を図る。

### 2 統一標語（2025年度全国統一防火標語）

『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

### 3 実施期間

令和8年4月13日（月）から19日（日）までの7日間

### 4 最重点項目

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 地震火災対策の推進
- (3) 林野火災予防対策の推進

## 5 重点項目

- (1) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (2) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- (3) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (4) 乾燥時及び強風時の火災に対する警戒の強化
- (5) 放火火災防止対策の推進

## 6 山火事予防運動及び車両火災予防運動の一体的な実施

山火事予防運動及び車両火災予防運動についても、別紙1「令和8年全国山火事予防運動実施要綱」及び別紙2「令和8年車両火災予防運動実施要綱」のとおり、本火災予防運動と同一の実施期間に開催されるものであり、関係機関と連携し、一体的に実施されたい。

## 7 実施要領

火災予防運動の周知広報活動等の実施に当たっては、別添「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」に関する広報及び次の事項の実施が火災予防思想の普及に効果的と考えられる。

- (1) 県は、各市町村、各消防本部及び関係団体に協力を依頼するとともに、ラジオ、ホームページ、立て看板等の各種媒体を通じた広報を行うものとする。
- (2) 市町村及び消防本部は、関係団体への協力依頼及び各種媒体を積極的に活用した広報を行うとともに、地域の実情に応じて、消防団、女性防火クラブ、自主防災組織等の各団体及び福祉関係団体等との連携のもと、本運動の推進と充実を図るため、各種消防訓練、住宅防火診断、イベント等の行事を積極的に実施するものとする。
- (3) 公益財団法人青森県消防協会は、火災予防運動広報ポスターの配布等、各種広報媒体を活用し、本運動の推進に努めるものとする。

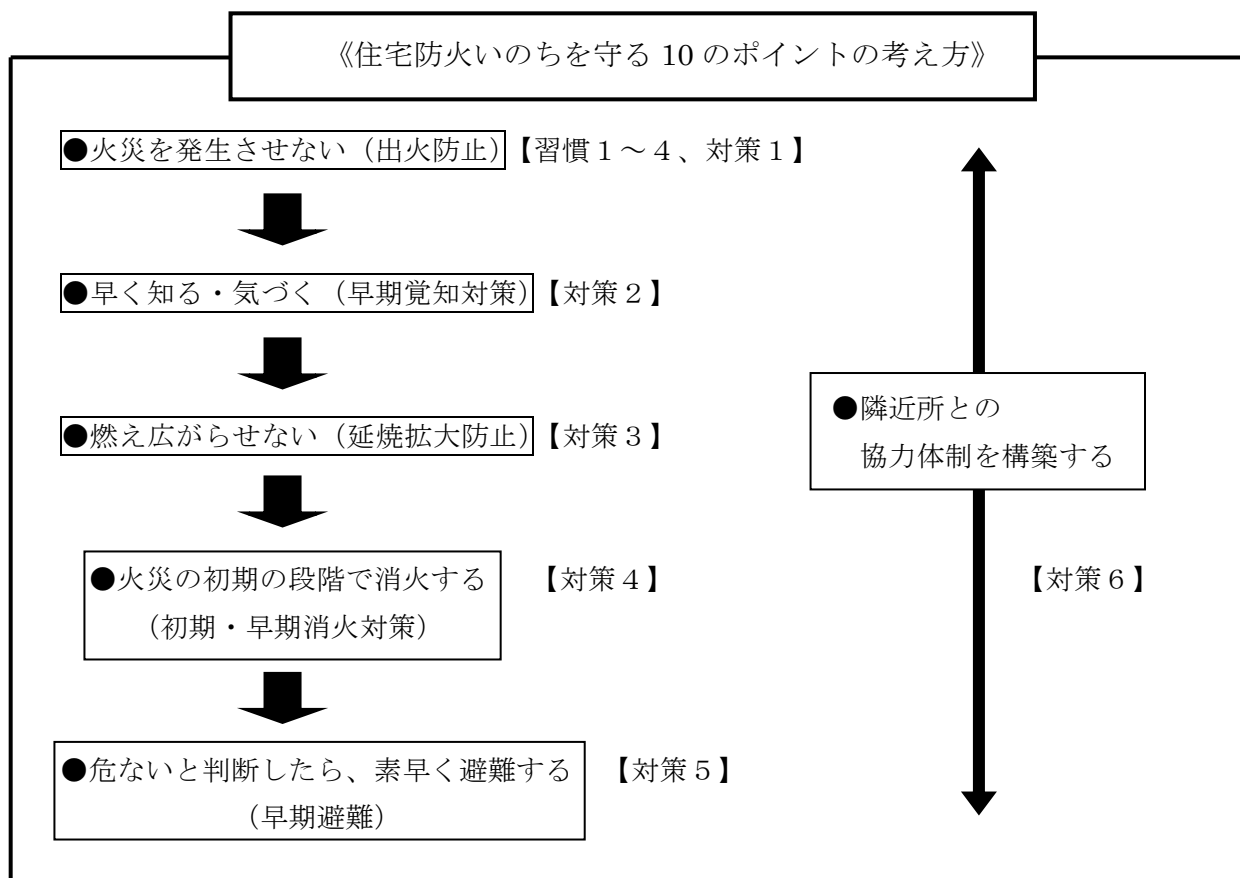
住宅防火 いのちを守る 10のポイント

4つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない。
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

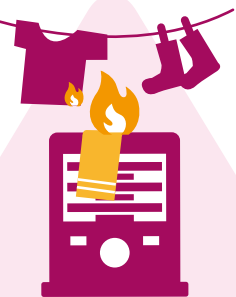


# 住宅防火 いのちを守る 10のポイント

## 4つの習慣



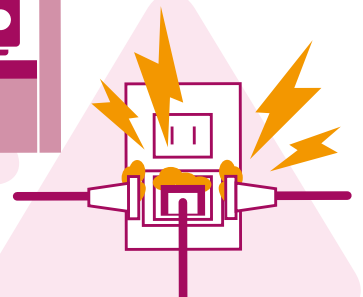
1 寝たばこは絶対にしない、させない



2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない

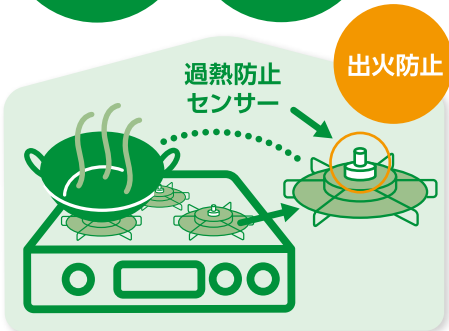


3 こんろを使うときは火のそばを離れない

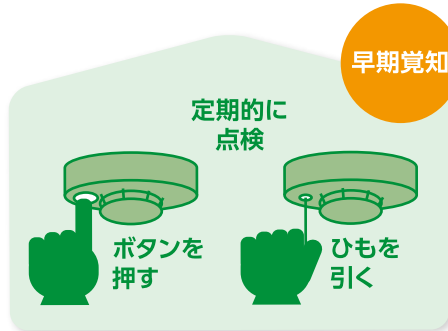


4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

## 6つの対策



1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する



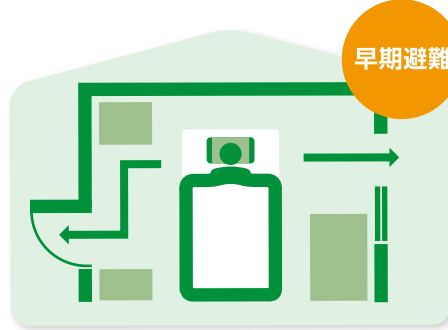
2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する



3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防火品を使用する



4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく



5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく



6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

ルール・マナーを守って

# STOP山火事!



キャンプ場でたき火を楽しむ際は、**直火ではなく**、必ず**たき火台**を使用しましょう。  
**水バケツ**等を準備するなど、**いつでも消火**を行えるようにしましょう。



**野焼き**は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により**原則禁止**されています。  
**例外的**に行う場合でも、**乾燥、強風時**は**行わない**ようにしましょう。

例外：農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの

